

条件付一般競争入札（単独）参加資格要件【塗装工事（6,000万円未満）】

1 対象案件

| | | |
|------|---------------------|----|
| 予定価格 | 130万円超 6,000万円未満 | 単独 |
|------|---------------------|----|

※130万円超800万円未満は指名競争入札における不調不落案件

2 資格要件

| | |
|---------|--|
| 本店所在地 | 宮崎市内に本店を有すること。 |
| 名簿登載 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の塗装工事に登録があること。 ・塗装工事において、有効な経営事項審査結果があること。 |
| 手持制限 | 宮崎市建設工事等の一般競争入札に関する要綱【別表3】によるもの（公告に記載） |
| 実績要件 | 宮崎市建設工事等の一般競争入札に関する要綱【別表4】によるもの（公告に記載） |
| 建設業許可 | 特定又は一般 |
| 配置予定技術者 | <p>建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,500万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。</p> <p>なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>また、「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。</p> |

3 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にとっては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市入札参加資格停止要綱（令和7年告示第368号）による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。